

国外財産の報告義務（国外財産調書）

平成 26 年 1 月から、国外財産調書の提出が義務付けられました。

今年 11 月、国税庁より「相続税の調査の状況について」と題しまして、平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの事務年度における相続税調査の状況の発表があり、それによりますと、12,210 件の実地調査で 9,959 件（81.6%）3,374 億円の申告漏れ等があったそうです。

低金利等の昨今、より良い条件を求め、海外金融機関に口座を開設して運用されている方は決して少なくないと思います。

国税庁は海外資産の申告洩れの増加に危惧したのか、「国外財産調書」制度を創設しました。

法施行後の最初(今年)の国外財産調書は、平成 25 年 12 月 31 日における国外財産の保有状況を記載して、平成 26 年 3 月 17 日までに提出することになります。(3 月 15 日が土曜日のため)

国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5 千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければならないこととされました。

国外財産について、財産からの所得税あるいは財産について、相続税の申告洩れや、申告しなかった場合、国外財産調書に財産の記載がある場合となかった場合で過少申告加算税や無申告加算税の取扱いが異なります。

国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

○調書提出期限内に提出がある場合

所得税、相続税の申告漏れがあった場合に過少(無)申告加算税率から 5%軽減されます。

○証書の提出がない場合又は記載すべき国外財産の記載がない場合

所得税の申告洩れがあった場合に過少(無)申告加算税率から 5%加算されます。

○故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽り記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった場合には、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処されます。

(平成 27 年 1 月 1 日以後に提出する調書から適用されます)現在も所得税の年間所得が 2,000 万円を超えた個人は、「財産債務の明細書」として海外財産を記載して提出しなければなりません。が、「国外財産調書」は所得に関係なく提出しなくてはなりませんので注意が必要です。

【参考1】

相続税の調査実績

平成25年11月国税庁発表

| 項目 | 事業年度 | 事業年度 | | 対前事務年度比 |
|----|-------------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 平成23事業年度 | 平成24事業年度 | |
| ① | 実施調査件数 | 13,787 件 | 12,210 件 | 88.6 % |
| ② | 申告漏れ等の非違件数 | 11,159 件 | 9,959 件 | 89.2 % |
| ③ | 非違割合 (②/①) | 80.9 % | 81.6 % | 0.6 ポイント |
| ④ | 重加算税賦課件数 | 1,569 件 | 1,115 件 | 71.1 % |
| ⑤ | 重加算税賦課割合 (④/②) | 14.1 % | 11.2 % | ▲2.9 ポイント |
| ⑥ | 申告漏れ課税価格 | 3,993 億円 | 3,347 億円 | 83.8 % |
| ⑦ | ⑥のうち 重加算税賦課対象 | 581 億円 | 436 億円 | 75.1 % |

※「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものです。

【参考2】

海外資産関連事案に係る調査実績

平成25年11月国税庁発表

| 項目 | 事業年度 | 事業年度 | | 対前事務年度比 |
|----|---------------------------|-------------|-------------|------------|
| | | 平成23事業年度 | 平成24事業年度 | |
| ① | 実施調査件数 | 741 件 | 721 件 | 97.3 % |
| ② | 海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数 | 568 件 | 537 件 | 94.5 % |
| | | 111 件 | 113 件 | 101.8 % |
| ③ | 海外資産に係る 重加算税賦課件数 | 69 件 | 68 件 | 98.6 % |
| | | 20 件 | 16 件 | 80.0 % |
| ④ | 海外資産に係る 申告漏れ課税価格 | 300 億円 | 218 億円 | 72.6 % |
| | | 72 億円 | 26 億円 | 36.6 % |
| ⑤ | ④のうち重加算税賦課対象 | 47 億円 | 36 億円 | 75.9 % |
| | | 11 億円 | 11 億円 | 104.5 % |
| ⑥ | 非違1件当たりの 申告漏れ課税価格(④/②) | 5,277 万円 | 4,051 万円 | 76.8 % |
| | | 6,478 万円 | 2,327 万円 | 35.9 % |

※左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示します。

※海外資産関連事案とは、①相続または遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外に居住する者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系金融機関との取引のあるもののいずれかに該当する事案をいいます。

一般社団法人全国経営診断士会
〒112-0004
東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル
TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213
mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問合せ先